

審査基準及び標準処理期間

平成18年4月1日作成

法令等名	火薬類取締法
根拠条項	第17条第8項
処分の概要	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	火薬類取締法 第17条第8項(譲渡許可証等の再交付の申請) 第50条の2(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令 第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第7条第1項(譲渡許可証等の再交付の申請等) 第13条(申請及び届出の手續)
審査基準	
標準処理期間	1日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	住所地又は事業場(法人の場合)の所在地を管轄する警察署(交付を受けた警察署に限る。)生活安全課保安係
問い合わせ先	住所地又は事業場(法人の場合)の所在地を管轄する警察署(交付を受けた警察署に限る。)生活安全課保安係
備考	の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。